

第二次京都府戦略的地震防災対策推進プラン 新旧対照表（案）

資料 2-3

旧		新									
頁 3	第一 総 則	頁 3	第一 総 則								
6	6 地域特性に応じた対策の推進 (1) 地震のリスク ②直下型地震 <p>また、中丹・丹後地域では、平成 26 年 8 月に国土交通省が発表した想定によると、府内海岸部で最大 7.2m の津波高が予測されており、この結果を基に、平成 27 年度中に浸水想定を設定し、平成 28 年度には津波災害警戒区域等の指定を行うこととしている。</p>	10	6 地域特性に応じた対策の推進 (1) 地震のリスク ②直下型地震 <p>また、中丹・丹後地域では、平成 26 年 8 月に国土交通省が発表した断層モデル等を基に、平成 27 年度に津波浸水想定を実施したところ最大 10.9m の津波水位が想定された。これを踏まえ、平成 28 年度には、被害想定の実施や津波災害警戒区域等の指定を行うこととしている。</p>								
7	7 戰略指針及び推進プランの実施について (1) 実施体制 <table border="1"><tr><td>推進本部</td><td>本 部 長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本 部 員：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長</td></tr><tr><td>幹 事 会</td><td>幹 事 長：防災監 幹 事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 防災・原子力安全課長、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：防災・原子力安全課)</td></tr></table>	推進本部	本 部 長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本 部 員：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長	幹 事 会	幹 事 長：防災監 幹 事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 防災・原子力安全課長、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：防災・原子力安全課)	10	7 戰略指針及び推進プランの実施について (1) 実施体制 <table border="1"><tr><td>推進本部</td><td>本 部 長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本 部 員：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長</td></tr><tr><td>幹 事 会</td><td>幹 事 長：防災監 幹 事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 防災消防企画課長、灾害対策課長、原子力防災課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：防災消防企画課)</td></tr></table>	推進本部	本 部 長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本 部 員：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長	幹 事 会	幹 事 長：防災監 幹 事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 防災消防企画課長、灾害対策課長、原子力防災課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：防災消防企画課)
推進本部	本 部 長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本 部 員：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長										
幹 事 会	幹 事 長：防災監 幹 事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 防災・原子力安全課長、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：防災・原子力安全課)										
推進本部	本 部 長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本 部 員：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長										
幹 事 会	幹 事 長：防災監 幹 事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 防災消防企画課長、灾害対策課長、原子力防災課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：防災消防企画課)										
11	(3) 戰略指針及び推進プランの進捗管理 ①各部局の予算要求に当たっての評価 <p>防災・原子力安全課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取組の観点からの評価をして、総務部へ提出する。</p> ②戦略指針及び推進プランの進捗状況の調査 <p>防災・原子力安全課は、戦略指針及び推進プランに掲げた事務・事業等の進捗状況について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し照会・確認を行い、6つの施策と 5 つの施策項目毎に評価シートを作成し、部会に報告する。</p> ⑤府民意識調査 <p>防災・原子力安全課は府民に対する意識調査を実施し、各施策の効果や進捗状況を把握し、評価する。</p>	11	(3) 戰略指針及び推進プランの進捗管理 ①各部局の予算要求に当たっての評価 <p>防災消防企画課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取組の観点からの評価をして、総務部へ提出する。</p> ②戦略指針及び推進プランの進捗状況の調査 <p>防災消防企画課は、戦略指針及び推進プランに掲げた事務・事業等の進捗状況について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し照会・確認を行い、6つの施策と 5 つの施策項目毎に評価シートを作成し、部会に報告する。</p> ⑤府民意識調査 <p>防災消防企画課は府民に対する意識調査を実施し、各施策の効果や進捗状況を把握し、評価する。</p>								

第三 指針の目標達成の具体的事業一覧

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

3-1-2 住まいの耐震改修を進める<重点>

138	<p>◎木造住宅等の耐震改修を進める <平成32年度までに耐震化率95%を目指す> ※ 国の目標である平成32年度95%を当面の目標として設定することとし、今後、状況に応じて適宜見直しを行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施（京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催） ・より使いやすい耐震改修の支援の検討 ・住宅関連事業者に対して、中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修等を啓発する ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用 <p>【先進】京町家等耐震改修助成事業（京都市） 【先進】分譲マンション耐震改修助成事業（京都市）</p>	●建設交通部、府民生活部、市町村
-----	--	------------------

3-1-3 室内の安全対策を進める<重点>

142	<p>◎各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める <平成31年度までに家具固定率55%を目指す></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討 ・耐震シェルター、耐震ベッド等について情報提供する <p>【先進】自主防災組織の取組支援（家具転倒防止板の提供）（京都市） 【先進】家具転倒防止器具設置事業（久御山町） 【先進】家具転倒防止事業（宇治田原町）</p>	●府民生活部、市町村
-----	--	------------

第三 指針の目標達成の具体的事業一覧

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

3-1-2 住まいの耐震改修を進める<重点>

138	<p>◎木造住宅等の耐震改修を進める <平成36年度までに耐震化率95%に近づける> ※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成37年度までに住宅の耐震化率を95%とすることを目標としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施（京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催） ・より使いやすい耐震改修の支援の検討 ・住宅関連事業者に対して、中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修等を啓発する ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用 <p>【先進】京町家等耐震改修助成事業（京都市） 【先進】分譲マンション耐震改修助成事業（京都市）</p>	●建設交通部、府民生活部、市町村
-----	---	------------------

3-1-3 室内の安全対策を進める<重点>

142	<p>◎各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める <平成31年度までに家具固定率55%を目指す></p> <p><平成36年度までに減災化住宅（注）率を97%に近づける></p> <p>（注）減災化住宅：地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの</p> <p>※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成37年度までに減災化住宅率を97%とすることを目標としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討、実施 ・耐震シェルター、耐震ベッド等について情報提供する <p>【先進】自主防災組織の取組支援（家具転倒防止板の提供）（京都市） 【先進】家具転倒防止器具設置事業（久御山町） 【先進】家具転倒防止事業（宇治田原町）</p>	●府民生活部、市町村
-----	--	------------